

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 高槻市桃園町2番1号

事業者名 高槻市自動車運送事業
代表者名 企業管理者 西岡 博史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	既存のワンステップバス2台をノンステップバスに、ツーステップバス3台をノンステップバスに更新（令和6年度）	現行計画を継続

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
I Cカード乗車体験	視覚障がい者、聴覚障がい者の方が、円滑に乗降できるよう、障がい者団体等と協力し、乗車体験を実施する。	一部の団体等で計画の通り実施済み
車いす利用者の乗降介助	車いす利用者がスムーズに乗降できるよう乗務員が介助する。	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示器及び車内表示器のフルカラーLED化	より見やすく、わかりやすいものとなるようターミナル等の時刻表の更新及び照明をLED化へ更新する。	計画の通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員のスキルアップ	全乗務員を対象とした、実際の車両を用いて車イス利用者に対する実施訓練に取り組む。	乗務員研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーンについて、バス車内や案内所等に掲出する。	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・バリアフリー推進協議会を柱に、障がい者団体等が参加するイベント等に関係部局とも連携した取り組みを図った。 ・ODデーターを活用することにより、利用実態に即したダイヤ編成及びバス停改良等、利便性の向上を図った。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページ

(4) その他

特になし

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	162	158	114	44	4		4	0							
年度内に 供用を開 始した車 両数															
年度内に 供用を廃 止した車 両数															
年度末車 両数	161	161	119	42	0		0	0							

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。